

藤井寺市型下水道用グラウンドマンホールふた承認基準

1. 目的

藤井寺市の公共下水道等において使用するグラウンドマンホールふたを承認する場合の基準として規定する。

2. 承認基準

ふたの承認については製造工場ごとに申請し下記の条件を満たすものとする。

- (1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で作られたものであること。
- (2) 藤井寺市長に承認申請書を提出し、その内容が適正と認められるとき。
(様式1)
- (3) 藤井寺市型下水道用グラウンドマンホールふた性能規定書に適合し、製品検査に合格すること。(様式2)

3. 承認通知

承認基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

(様式3、様式4)

4. 承認期間

承認の有効期限は承認日から2年経過後の3月31日、以降、継続の意思がある場合は、3年毎に更新する。

5. 承認の取消

承認した製品(製造業者)において下記の事項が生じたときは、藤井寺市の承認を取り消すものとする。

- (1) 申請及び検査内容に虚偽があった場合
- (2) 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (3) 承認申請の内容が履行されなかった場合
- (4) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (5) 自ら廃業又は承認の取り消しを申し出た場合

また、承認期間中の納入実績が著しく少ない製品については、承認の取り消しを行う場合がある。

(様式5)

6. その他

- (1) 藤井寺市は承認期間内において承認申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、藤井寺市が検査の必要があると認めるときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 藤井寺市が行う材質検査、性能検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) この基準に疑義が生じた場合は、書面にて内容提示の上、藤井寺市の指示又は両者の協議により解決するものとする。